

就学援助制度の拡充・拡大を



おかざわ きよし
岡沢 議員

質問 現行の就学援助の実施状況は。

答弁（教育次長）（就学援助制度における）準要保護制度とは、生活保護法の規定による保護を受けている世帯に準ずる程度に困窮している」と教育委員会が認める世帯に対して、就学費用等の一部を援助する制度。美浦村では、世帯の前年度の収入が生活保護法による生活保護基準の1・2倍未満が基準となり、平成25年度3月現在の対象者は、91名。支給品目等については、学用品・通学用品・校外活動費（宿泊あり・なし）。



修学旅行費・児童生徒学用品（1年生）・学校給食費・生徒会費・PTA会費・クラブ活動費となっております、すべて現金支給。給食費の未納（があった場合）については、学校で保護者に援助費を一旦全額渡し、未納額があればその場で援助費の中から払ってもらっている。

（援助対象者の）認定基準は、現に生活保護を受けている者、前年度又は当該年度において、生活保護の停止又は廃止、村民税の非課税、村民税の減免、個人事業税の減免、国民年金掛金減免等のいずれかに該当する者。また、生計を一にする世帯全員の前年度あるいは本年度収入額が生活保護基準額の1・2倍未満のいずれかに該当する者。

学校での対象者の把握に關しては、児童生徒の服装等から見える生活状況、各種の支払いに遅延がある家庭に対しても、個別に案内や相談を実施している。適用率については、小中学校児童生徒総数1,273人、認定児童生徒数91人、認定率7・15%（平成25年度実績）

申請書の内容確認のため（世帯構成・仕事や生活状況等）、民生委員からの報告を受けている。

質問 昨今の経済事情を見ると、家計の負担は苦しくなっている。認定基準の緩和・拡充をすべきでは。

答弁（教育次長） 今の就学援助制度がすでに5年も経過したものであり、近年の社会状況を踏まえた検討もされていないとのことから、近隣自治体との協議を今年度中に持ちたい。

答弁（教育長） 引き上げる方向で前向きに検討する。例えば1・3倍にしたとしても、予算がそう多くはない。美浦村が呼びかけるような形で、河内町・阿見町に提案したい。

